

第 1 回委員会で御議論・確認を頂きたい事項（案）

（委員会として御了承頂ける文章に修正を行い、「第 1 回委員会の議論のまとめ」とする）

令和 2 年 4 月 15 日

（新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会）

本日（4 月 15 日）、「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会」（本資料中では委員会と略）（委員長：松本哲哉 国際医療福祉大学医学部教授、日本環境感染学会副理事長）の第 1 回委員会を開催し、代替消毒方法の有効性評価に関する当面の取り組みについて検討を行い、下記の事項を確認した。

<本委員会のミッション>

○新型コロナウイルス対応で需給が逼迫している消毒用アルコール等の状況を踏まえ、一般家庭等で入手可能なもののうち一定の消毒効果を有し得る候補物資について、本委員会の下で文献情報を収集分析し、さらに実際に検証試験を実施することで、消毒方法に関する緊急的な有効性評価を行う。その際、「科学的な客観性の確保」、「迅速な対応」、「国民にわかりやすい整理」のバランスに配慮した検討を行う。

<消毒効果を有する可能性のある候補物資>

○新型コロナウイルスへの消毒方法の評価に関する文献情報は現時点では見当たらない。このため、新型コロナウイルスと同様の RNA 型エンベロープウイルスである他のコロナウイルスなどに関する文献情報をもとに評価を行う。

新型コロナウイルスと同様の RNA 型エンベロープウイルスである他のコロナウイルス（SARS コロナウイルス等）やインフルエンザウイルスに対する抗ウイルス効果に関する文献情報をもとに新型コロナウイルスに対する効果の可能性を類推すると、新型コロナウイルスに対しても一定の消毒効果を有する可能性のある候補物資として下記の物資が考えられる。

- ① 界面活性剤（台所用洗剤など）
- ② 次亜塩素酸水（電気分解法で生成したもの）
- ③ 第 4 級アンモニウム塩

加熱・アルコール消毒・次亜塩素酸ナトリウム消毒は既に一般的に広く認識されているため、上記検討には含めていない。なお、消毒効果を有する可能性のある物資は上記以外にもあり得るが、現行の状況下でも継続的な供給ができるとの観点で検討を行ったものとなる。また、上記①～③の候補物資については、その性質上、原則として物品に対する消毒を想定したものとなる。

＜候補物資の検証試験＞

○これらの候補物資について、実際にウイルスを用いた検証試験を行うことが必要である。

直ちに新型コロナウイルスによる検証試験を行うことが望ましいが、実施に当たり相応の期間を要すると考えられるため、当面のオプションとして短期間で検証の実施が可能な他のウイルスを用いた検証試験を緊急的に行うことが有効と考える。これと並行して、新型コロナウイルスによる検証試験の準備を進める。

＜代替使用が可能なウイルスによる検証試験の実施＞

（代替使用が可能なウイルスによる検証の有効性）

○代替使用が可能なウイルスとして、A 型インフルエンザウイルスを用いて直ちに検証試験を実施する。A 型インフルエンザウイルスは、新型コロナウイルスと同様にエンベロープを有する RNA 型ウイルスに分類されることから、インフルエンザウイルスによる検証試験結果から新型コロナウイルスに対する効果を推測することは、一定程度の意味を有すると考える。

（検証試験を行う候補物資の選定）

○候補物資の中から、以下のものについて検証試験を開始する。

- ・界面活性剤：代表的な界面活性剤 8 種を選定
- ・次亜塩素酸水：電気分解法で生成したもので、殺菌効果があり食品添加物（殺菌料）として指定されている強酸性電解水、弱酸性電解水、微酸性電解水から 4 種を選定
- ・第 4 級アンモニウム塩：代表的な化合物として塩化ベンザルコニウムを選定。

（試験プロトコル、妥当性検証等）

○検証試験のプロトコルは、委員会事務局から提案された方法で進める。

○検証試験の結果を受け、本委員会としてその結果の妥当性や代替消毒方法の有効性等を逐次検証し、公表する。

（注 1）本委員会で進める有効性評価は新型コロナ対応に係る国民向け広報等での活用を目的としたものであり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）、「食品衛生法」、その他の関連する法令等における評価を意味するものではない。

（注 2）本委員会は、迅速に検討を進める必要があるため、委員会開催時において収集利用が可能である情報等をもとに検討を行う。このため、事後的に重要な追加情報等が得られた場合には、それまでの委員会の判断を変更することもあり得る。